

日本舞台音響家協会会員の皆様

(一財) 日本実演芸術福祉財団 労災保険センター  
実演家・スタッフの労災保険特別加入のご案内

2025.12月

日本舞台音響家協会を通じて、芸能関係作業従事者区分の労災保険特別加入ができます。

<加入手続き>

- 1. 日本舞台音響家協会 (jim-sec@ssa-j.or.jp) にメール送信**  
「お名前、メールアドレス、生年月日」を日本舞台音響家協会事務局 (jim-sec@ssa-j.or.jp) へメールにてご連絡ください。(労災保険センターWeb サイト利用時の必要情報となります)
- 2. 本人身分証明書コピーのアップロード**  
後日、(一財)日本実演芸術福祉財団 労災保険センターより、加入手続きのご案内メールが上記登録アドレス宛に届きます。  
案内に従い、Web サイトへログインし、本人身分証明証のアップロードと、本人情報の不足部分の入力を行って下さい。
- 3. 加入申請と保険料の納入**  
本人情報が全項目正しく入力され、かつ本人身分証明証がアップロードされると、Web サイト上の加入申請ボタンが押せるようになりますので、ご申請ください。  
申請後、納付いただく保険料等の金額と、振込口座をメールにてご連絡します。  
お手数ですが、メール受信後 5 日以内に、指定の口座にお振込み（クレジットカード決済も可）下さい。入金確認後、3 営業日以内に労災保険特別加入者証が発行されます。
- 4. 手続き完了と労災保険特別加入者証のご確認**  
申請手続き完了のお知らせメールを受信されたら、加入者ご自身のマイページにて労災保険特別加入者証をご確認いただけます。加入者証はスクリーンショットなどで保存し、常に携帯いただくことをお勧めいたします。

お問合せや詳細はこちらへ

(一財) 日本実演芸術福祉財団 労災保険センター  
TEL 03-5761-8338  
MAIL : [jimukyoku@performingarts-rousai.org](mailto:jimukyoku@performingarts-rousai.org)



## Q & A

### Q. 労災保険とは、労災保険特別加入とは？

A. 労災保険は、**仕事や通勤（移動中）が原因で起きたケガや病気に対して補償が行われる国の保険です。**労働者を一人でも雇っている会社等は、加入させることが義務付けられております。ただし、会社等に雇用されていなくても、一定の職種の人は、手続きをすれば「特別加入」できます。これが労災保険特別加入です。2021年度から、フリーランス（個人事業者）として活動する実演家、スタッフ（芸能関係作業従事者）も労災保険に特別加入できるようになりました。

**厚労省リーフレット :** <https://www.mhlw.go.jp/content/000755231.pdf>

### Q. 労災保険特別加入のメリットは？

A. フリーランス（個人事業者）の実演家、スタッフにとって、次のようなメリットがあります

- ・国の保険制度のため、民間保険と比べ、安い保険料で手厚く幅広い補償を受けられます
- ・依頼主を問わず、契約に基づきギャラの支払われる芸能の仕事は全て対象となります
- ・国内企業からの依頼であれば海外での仕事も対象となります
- ・年齢、活動日数、ギャラの総額に関係なく入れます。保険料もご自身で選択できます
- ・芸能以外の兼業・副業をしていても入れます。兼業・副業先で労災保険がかけられている場合、兼業・副業先の賃金額と合算の上保険給付額が決まるため、更に手厚い補償となります

### Q. どのような補償がありますか？

#### A. 療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、介護補償、葬祭料の給付、社会復帰支援など

幅広い補償があり、ご本人だけでなくご家族の生活も支えます。

- ・治療、手術が無料で受けられます。薬代もかかりません。回数制限もありません。
- ・治療により仕事に就けない日は給付基礎金額の8割が受け取れます（休業4日目以降。設定により1日あたり2,800円～20,000円）。治ゆするまで期限はありません。
- ・障害が残ってしまった場合、障害の程度に応じ、年金または一時金が受け取れます。
- ・一定の障害が残ってしまい、介護を受けている場合はその費用が受け取れます。
- ・亡くなってしまった場合、遺族の方は一時金300万円に加え、年金等が受け取れます。
- ・葬儀を行う場合に葬儀料が受け取れます（設定により42万円～150万円）

### Q. 他の労災保険特別加入団体とどこが違うのですか？

A. 労災保険への特別加入は、加入者本人が保険料に加え、当センターのような窓口団体（労災保険特別加入団体）への会費等も支払わなくてはなりません。当センターでは、制作事業者、実演家・スタッフ団体など、業界組織からのご支援（会費）を特別加入団体運営費に充当することで、実演家、スタッフが支払う会費等を大幅に軽減させることを実現しております（**業界内最安クラス！**）。

### Q. 会費等はいくらになりますか？

A. 現在、お得なキャンペーンを実施中です。

■労災保険特別加入手数料：入会金：通常1,000円→**0円！**

年間5,800円  
もお得！

年会費：通常4,800円→**0円！**

※年度更新時に更新手数料として1,000円が発生いたします。

■キャンペーン価格適用期間：～2026年3月、2026年4月～2027年3月会費

なお、保険料および休業給付金の目安は以下の表をご覧ください。

**保険料と給付額早見表**

給付基礎日額	年間保険料	治療費・薬代	休業補償給付金 ※休業4日目以降	
			1日あたり (給付 基礎日額 × 80%)	30日給付
3,500	3,831	0	2,800	84,000
4,000	4,380	0	3,200	96,000
5,000	5,475	0	4,000	120,000
6,000	6,570	0	4,800	144,000
7,000	7,665	0	5,600	168,000
8,000	8,760	0	6,400	192,000
9,000	9,855	0	7,200	216,000
10,000	10,950	0	8,000	240,000
12,000	13,140	0	9,600	288,000
14,000	15,330	0	11,200	336,000
16,000	17,520	0	12,800	384,000
18,000	19,710	0	14,400	432,000
20,000	21,900	0	16,000	480,000
22,000	24,090	0	17,600	528,000
24,000	26,280	0	19,200	576,000
25,000	27,375	0	20,000	600,000

給付基礎日額はご自身で設定

保険料は全額国庫へ納入

保険料は  
16段階の中から  
ご自身で選択できます

治療費・薬代は、  
保険料額に関係なく  
全額給付（自己負担0円）

休業給付金は保険料額に応じて給付（1日あたり  
2,800～20,000円）

#### Q.いつから加入できますか？

A.保険料納入まで完了してから3営業日以内に加入できます。

#### Q.本人身分証として認められる書類は何ですか？

A. 顔写真がある身分証の場合、運転免許証、マイナンバーカード（表面のみ）及びパスポートのうち一点となります。顔写真がない身分証の場合、健康保険資格確認書、年金手帳（いずれもアップロード時点で有効なもの）住民票、公共料金領収書（いずれも発行から6ヶ月以内）のうち二点となります。

#### Q.個人事務所の代表者も加入できますか？

A. 可能です。ただし、雇用される側（=労働者）として依頼を受けて、報酬を受け取る芸能のお仕事のみが労災保険の対象となります。

#### Q. 年度途中での解約はできますか？

A. 可能です。ただし、すでにお支払いいただいた会費等は返金いたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、労災保険料は、脱退する月の翌月から加入年度末までの期間について、月

割計算にて返金いたします。返金の際の振込手数料は返金額より相殺いたします。

**Q.次年度も継続したい場合には、どのようにすればよいですか？**

**A.** 毎年2月頃に更新のご案内をいたします。

**Q. どのような業務・作業が補償範囲となりますか？**

**A.** 日本国内での契約に基づき、報酬が支払われる作業のうち、「放送番組（広告放送を含む）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」と、それとセットになる稽古、リハーサル、通勤（移動）などが補償の範囲となります。  
なお、「契約に基づき」とありますが、メールやLINEであっても、依頼内容が明確であれば問題ございません。

**Q. フリーランスでの作業中、どのように業務中であったことを証明すればよいのでしょうか？**

**A.** 給付金請求時に契約相手先・業務内容・災害内容を記載し、労働基準監督署に提出することになります。フリーランスでは、”報酬が支払われる契約を締結してから、最終成果物を提供（演出・企画を含む）するまでに必要な作業を行っている間” および”これに直接附帯する行為を行う場合” が業務中とみなされます。自宅での作業時も含まれます。また、移動の起点が自宅であれば「通勤災害」の対象となります。

**Q.“教える”業務について労災保険の適用はどうなりますか？**

**A.** 一般の方々向けの自己研鑽等に係る指導の“教える”業務については、この芸能従事者向けの労災保険では対象外となります。なお、公演などに携わる形での技術指導であれば適用対象となる旨の見解を当局から受けておりますが、個々の事案毎の実態に応じて労働基準監督署が判断します。

**Q. 芸能活動と並行してアルバイト等兼業をしている場合の休業補償給付について教えてください。**

**A.** 2020年9月1日施行の労災保険法の改正により、副業・兼業をしている「複数事業労働者」への休業補償が、以前と比べ手厚くなりました。特別加入している芸能従事者が芸能活動でケガをし休業した場合には、特別加入で選択した給付基礎日額に、アルバイト先での賃金額を基に算定された給付基礎日額を合算して、休業補償の給付額が決定されることになります。

他、労災保険センターWebサイト内「よくある質問」もご活用くださいませ。

<https://performingarts-rousai.org/faq.html>